

中小企業活性化協議会を 経営改善・事業再生のパートナーに

中小企業活性化協議会の支援メニューのご紹介

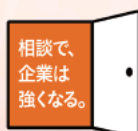
- ✓収益力が悪くなってきた、
経営を見直したい
- ✓売上げが減ってきて、
資金繰りが悪化しそう
- ✓返済負担が重くなってきた、
借入金をちゃんと返済できるだろうか

…これらの不安を解消します

早めが
肝心!



相談で、企業は強くなる



中小企業活性化協議会

中小企業活性化協議会は、



収益力改善



経営改善・事業再生



再チャレンジ

等の幅広い経営課題に対応する国の委託を受けた公正中立な機関です。

■ 中小企業活性化協議会（活性協）とは…

中小企業活性化協議会は、収益力の低下、借入金返済等の課題を抱える中小企業・小規模事業者を支援するため、**法律に基づいて国が設置している公的な機関**です。
公正中立な機関として、全国47都道府県に設置しており、地域の金融機関や支援機関と密に連携し、事業者それぞれの経営状況を踏まえた幅広い支援を一元的に行います。



✓ 秘密厳守

相談・内容等が外部に知られることはありません。
仕入先・取引先などに知られることなくご利用できます。

✓ 相談無料

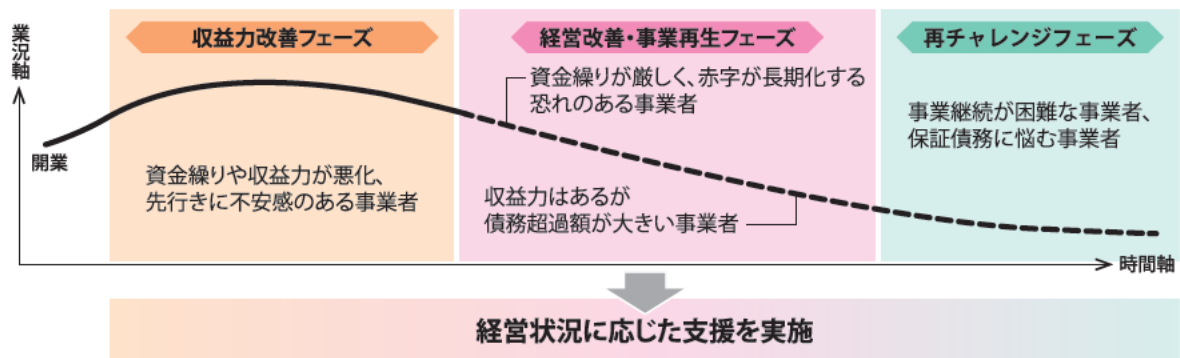
窓口相談は無料です。具体的な計画づくりなどに進めば、費用が発生する場合がありますが、費用負担は事前に協議の上、決定します。

✓ 事業規模問わず

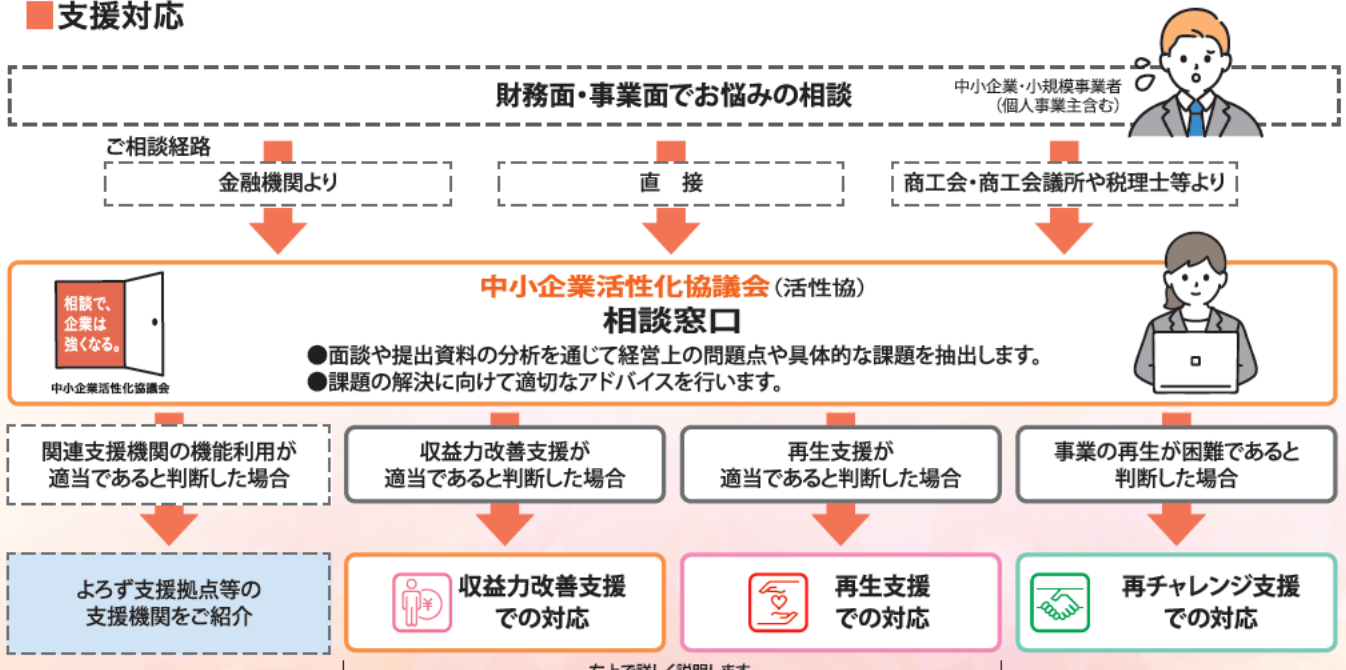
従業員の人数や売上によって利用制限はありません。
中小企業であればどなたでも利用可能です（一部対象外業種があります）。

✓ 専門人材による支援体制

金融機関OB、中小企業診断士、弁護士等、専門性の高い
支援スタッフが対応します。

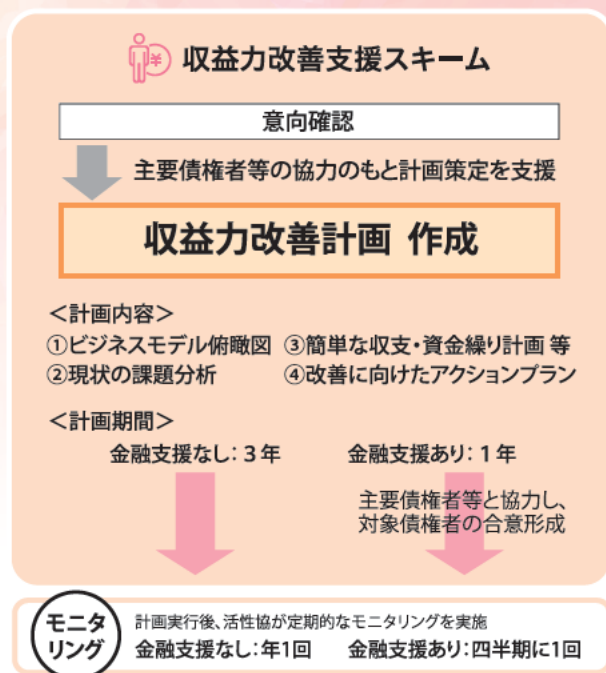


■ 支援対応



右上で詳しく説明します。

■ 活性協による支援



■ 民間プレーヤーを活用した支援 （経営改善計画策定支援事業）

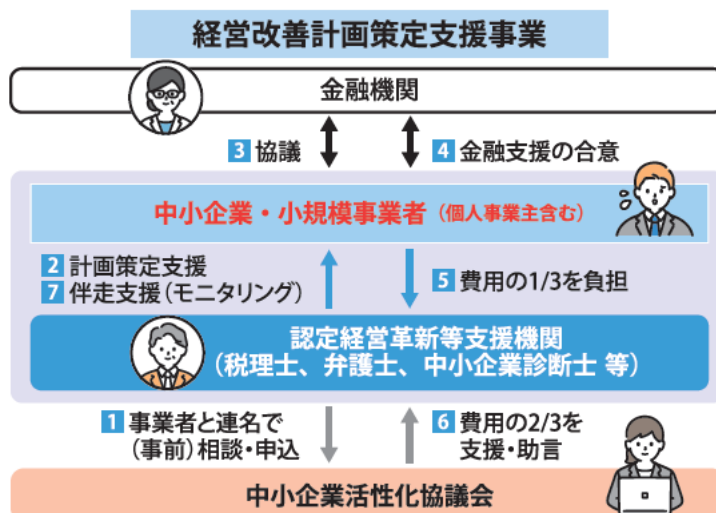
業況改善の可能性と経営の取り組みを対外的に示すことを目的に、返済条件等の変更を含む経営改善計画の策定を支援します。

こんな方のご利用がおすすめ

資金繰りを安定させる必要があり、

- ☑ 必要な売上げや利益を確保できる経営管理をしたい
- ☑ 人件費以外でコスト削減を図りたい
- ☑ 黒字体質の経営に転換させるための経営計画を持ちたい
- ☑ 業況悪化の根本的な原因を把握したい
- ☑ 経営改善の取り組みを継続的にフォローアップして欲しい

といった要望がある方。



■ 活性協の支援スキームと民間プレーヤーを活用した支援事業 要件一覧

	活性協スキーム				民間プレーヤー活用事業	
	収益力改善計画		ブレ再生計画	再生計画	早期経営改善計画	経営改善計画 (通常枠)
金融支援の有無	なし	あり 〈リスケジュール〉	あり 〈リスケジュール〉	あり 〈リスケジュール、 債務免除〉	なし	あり 〈リスケジュール、追加融資〉
DD(事業・財務)支援 〈支援主体〉	なし		外部専門家 (活性協が選定)		なし	税理士、弁護士、中小企業診断士 等 (認定経営革新等支援機関)
計画策定支援 〈支援主体〉	主要金融機関 等 活性協サポート(必要な場合、外部専門家)					
作成計画 数値基準要件	なし		なし ※最大3年間の計画で、 再生計画への移行を目指す	あり	なし	
金融調整支援 〈支援主体〉	—	活性協	活性協		—	税理士、弁護士、中小企業診断士 等 (認定経営革新等支援機関)
費用補助	原則無料(外部専門家なし) 外部専門家を必要とした場合、 費用の一部を活性協が負担		費用の一部を活性協が負担		活性協補助 2/3	
					上限： 25万円(税込)	上限： DD＋計画策定 計 200万円(税込) 伴走支援費用 100万円(税込) (モニタリング費用)



Q1 活性協で支援を受けると、世間に知られてしまうのでしょうか。

A1 活性協は法的な再生支援手続き（民事再生など）と異なり、取引先金融機関等にしか企業の窮状を知られないようにして支援を進めていきます。このため、仕入先・取引先などに知られることなく、風評による信用低下リスクを回避しながら、再生を図ることができます。相談～支援中はもちろん、支援完了後も秘密は厳守されますので、安心してご利用ください。

Q2 代表者の代わりに経理部長や顧問税理士が相談に行っても構いませんか。

A2 原則、代表者にご来所いただいています。代表者のお考えを伺わないと正確なアドバイスができないのが理由です。ただし同行していただくことは可能です。

Q3 すでに金融機関から返済猶予を受けている場合、相談対象にはならないのでしょうか。

A3 現在、金融機関から元金返済猶予や返済額軽減などいわゆるリスケジュールを受けている場合でも、十分相談対象となります。例えば「リスケジュール延長について取引金融機関から収支計画や資金繰り計画の提出を求められた場合」など、様々なケースでお役に立てる可能性がありますので、お気軽にご相談ください。

[関連情報] 国が設置している支援機関(3機関)のご紹介



四国4県（徳島、香川、愛媛、高知）に相談窓口があり、地域の支援機関が連携して中小企業の支援にあたります。全て**国の委託を受けた公的な機関**です。

相談無料 / 秘密厳守

様々な経営課題に対応するため、支援機関の相互連携が重要となってきています。国では、中小企業活性化協議会を含め、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センターの3つの機関を全国に設置しています。

機関	対応領域	主な支援	費用	ポイント
中小企業活性化協議会	経営再建及び債務整理への助言・支援	収益力改善・事業再生・再チャレンジの3領域	相談無料 ※計画策定にあたり、一部費用が発生する場合があります	事業再生だけではなく収益力の早期改善にも貢献
よろず支援拠点	販路拡大	売上拡大や経営改善等よろずの相談に対応	無料 ※課題が解決するまで何度でも無料で相談	経営課題の特定から一緒に考える
事業承継・引継ぎ支援センター	第三者承継の検討	事業承継計画の策定支援やマッチング支援	無料	M&A業務の経験を持つアドバイザーが対応



◆ お近くの活性協にお問い合わせください ◆

徳島県中小企業活性化協議会

TEL 088-626-7121

徳島市南末広町5番8-8
徳島経済産業会館3階 (〒770-8530)
<https://tokushima-kyogikai.go.jp/>



香川県中小企業活性化協議会

TEL 087-811-5885

高松市番町2-2-2
高松商工会議所会館4階 (〒760-8515)
<https://kagawa-kyogikai.go.jp/>



OneTeam 四国

愛媛県中小企業活性化協議会

TEL 089-970-5790

松山市久米窪町487-2
テクノプラザ愛媛別館1階 (〒791-1101)
<https://ehime-kyogikai.go.jp/>



高知県中小企業活性化協議会

TEL 088-802-1520

高知市堺町2-26
高知中央ビジネススクエア5階 (〒780-0834)
<https://www.kochi-kassei.go.jp/>

